

令和7年度（2025年度）

福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費
（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業）

公 募 要 領

2025年8月

福島県

「福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業）」（以下、「補助金」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費交付要綱（20170120 財資第 12 号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）及び福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業）実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業）公募要領（以下「公募要領」という。）に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

※なお、今後、交付規程の改正により、公募要領の内容等に変更が生じる場合がある。

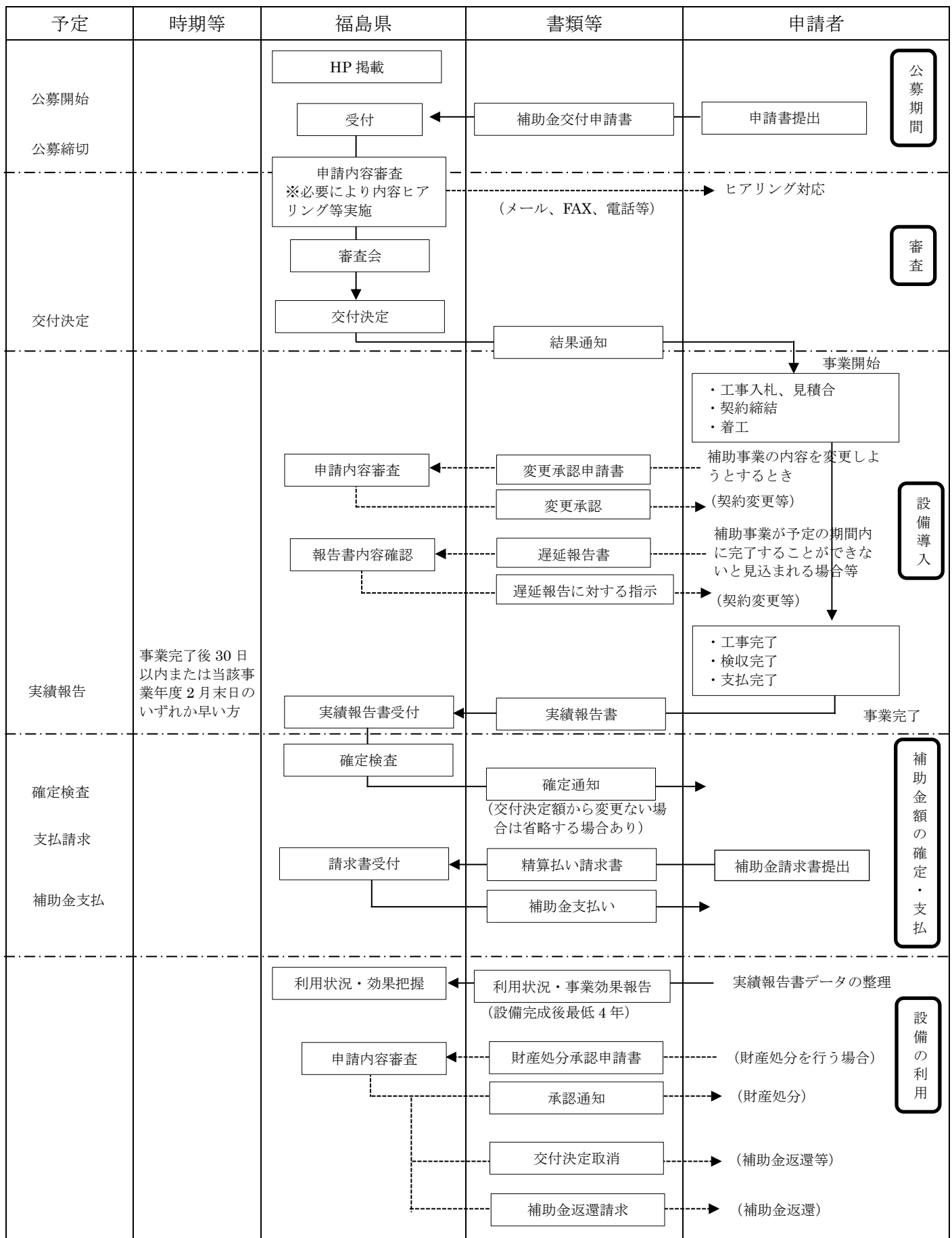
補助金の交付申請又は交付を受けられる皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し、補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は交付を受けられますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が福島県（以下「県」という。）に提出する書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 特に、偽りその他の不正な手段により補助金を受給した疑いがある場合には、県として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）及び福島県情報公開条例平成12年3月24日福島県条例第5号）に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



公募期間及び書類提出先

1 公募期間

2025年8月4日（月）～2025年11月17日（月）17：00（必着）

※ 原則、毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）17時まで受領したものについては、翌月15日（土日祝日の場合は翌営業日）までに審査し、結果を申請者に通知する。

※ 予算上限に達した場合は募集を締め切る。

2 問合せ

本補助金についての問合せは、「質問票」に質問事項を記載し、事務局にメールで送信すること。「質問票」は、2025年11月10日（月）17時までに提出すること。

メール件名記入例

【株式会社〇〇〇】地域活用型補助金についての問合せ

3 問い合わせ及び書類提出の連絡窓口（事務局）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部エネルギー課

地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛

E-mail : re_energy@pref.fukushima.lg.jp

4 資料

福島県エネルギー課のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすること。

1 事業概要

(1) 本補助事業の背景と目的

地域に存在する再生可能エネルギーを活かし、暮らしや産業に不可欠なエネルギーの分散化を図るとともに、地域資源を持続可能なかたちで最大限活用することで、活力あふれる社会・経済活動を推進することが求められている。また、再生可能エネルギー関連設備導入により地域活性化を実現するためには、地域の多様な課題を理解する地元自治体・住民・企業等を含む多様で幅広い関係者の連携が欠かせない。

そのため、本補助金は、地域活性化につながる地域主導による再生可能エネルギー発電設備等の導入に要する経費の一部を補助することで、その自立的普及を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業

福島県内において、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池の導入、送電線の整備をする事業であって、次のア～クのすべてを満たす事業を補助の対象とする。

ア 地域への経済波及効果の高い事業であること。

イ 事業の実施（※）、導入後の運営管理が確実にできる事業であること。

※事業の実施に必要な資金調達、許認可、土地等の確保、各種権利調整及び系統連系等について実現性のある事業であること。

ウ 固定価格買取制度を活用する事業にあつては、固定価格制買取制度における調達期間中、売電収入の全部又は一部（最低3%以上。）を継続して地域活性化に活用する事業であること。

※1 バイオマス発電については、売電収入から燃料代を差し引いた額の最低3%以上の額とする。

※2 地域活性化に活用する金額は、発電事業期間4月から翌年3月までの売電実績に基づき算出し、発電事業を実施した翌年度中に地域活性化のために活用すること。

※3 地域活性化に活用する金額は、補助金額を上限とする。

エ 固定価格買取制度を活用しない事業にあつては、発電した電力等を地域で利用するなど、地域活性化に活用する事業であること。

オ 申請者（団体等設立中にあつては、補助対象事業者）によって、発電事業が継続的に実施される事業であること。その期間は固定価格買取制度における調達期間に準ずるものとする。

カ 県の求めに応じて、発電設備等の運営や運転、発電量、バイオマス燃料の調達状況、売電収入の地域活性化への活用状況等について報告すること。

キ 関係法令等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく事業計画策定ガイドライン等を含む）を遵守すること。なお、再エネ特措法の適用を受けない事業についても、同法に基づく事業計画策定ガイドラインに準拠すること。

ク 福島県税の未納がないこと。

なお、次のア～エのいずれかに該当する事業は補助対象とはしない。

ア 提出書類に不備あり、又は具体性がなく、正確な審査ができない場合。

イ 地域活性化に活用される事業であると認められない場合。

ウ 地元住民や市町村の参画・連携が認められない場合。

エ 事業の実現性が認められない場合。

(3) 補助対象となる事業者

補助事業者は、ア又はイのいずれかとする。

ア 福島県内の市町村

イ 福島県内に事務所又は事業所を有する法人で、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす者

（ア）市町村等との連携協定等により、地域住民や市町村等が参画・連携する事業であること、及び申請事業が当該地域の活性化に貢献する計画であることを証する書面を提出すること。

※申請時までには連携協定等の締結が整わない場合は、申請時点及び県の求めに応じ適宜、関係者との協議状況を報告すること。また、単年度事業においては実績報告時、複数年度事業においては補助事業の最終年度実績報告時までには協定等を締結し、協定書等を提出すること。

（イ）県内に事務所又は事業所があることを証する履歴事項全部証明書（原本）を提出すること。

※特定目的会社（ＳＰＣ）及び有限責任事業組合（ＬＬＰ）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの「確約書」を提出すること。また、法人を設立中の場合には、主たる寄付・出資者等が申請を行い「確約書」を提出すること。

※１ 代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請すること。

※２ 本県及び経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とする。

※３ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

※４ 申請事業に係る許認可等は、申請者の責任により必要な時期までに得ること。

(4) 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は、表 1 に示すとおり。

表 1 補助対象経費の範囲

区分	内容	備考	補助率
(ア) 設計費	発電設備等導入に必要な実施設計、システム設計等に要する経費	・事前調査費等は補助対象外（測量や地盤調査） ・基本設計は対象外	1/10 以内
(イ) 設備費	発電設備等導入に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに付帯する設備の購入に要する経費	・土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外 ・中古品の設備導入については補助対象外 ・予備品は対象外 ・設備の選定に当たっては、県内製造品の採用について検討すること。	
(ウ) 工事費	設備等導入に必要な工事に要する経費	・建屋については補助対象外（水力発電を除く） ・既設構築物等の撤去費は補助対象外 ・土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基盤工事及びフェンス工事は補助対象外 ・植栽及び外構工事は補助対象外	
(エ) 諸経費	上記（ア）～（ウ）以外で発電設備等導入に必要な経費（電力工事負担金等）	・打ち合わせのための旅費等は補助対象外 ・振込手数料は補助対象外 ・通信運搬費、消耗品は補助対象外 ・各種申請のための費用は補助対象外	

(5) 補助対象経費算出の留意点について

ア 補助対象とならない費用

(ア) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(イ) 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること（【関連資料 2】参照）。

イ 他の制度との関係

- (ア) 本補助金を受けた発電設備については、再エネ特措法に基づき、固定価格買取制度を利用することができる。
- (イ) 本補助金を受けた発電設備については、環境関連投資促進減税（国税）（通称：グリーン投資減税）との併用はできない。
- (ウ) 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（適正化法第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）を含めることはできない（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明出来るものを除く。）。

（６）補助率

ア 補助率について

補助率は、補助対象経費の 1／10 以内

イ 補助上限額について

1 億円

※補助金額は、予算の範囲内で、補助対象経費に補助率を乗じた額となる。

なお、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実施に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とする。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少される場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となる。

（７）事業期間

交付決定日～2026年2月28日（土）

原則として補助対象期間は単年度とする。

ただし、事業工程上単年度では事業完了が困難な事業については、原則最大令和 8 年度（2026 年度）までを補助対象期間とするが、下記に注意すること。

（複数年度事業の注意点）

- ア 複数年度実施する事業については、原則として年度毎に補助申請を行い、県の採択審査を受ける必要があること。
- イ 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了すること（原則、補助金額が 0 円という年度のある申請は認められない）。
- ウ 各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があること。
- エ 各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではないこと。また、予算上やむを得ない場合には減額等する場合があること。
- オ 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補

助金の返還となること。

(8) 補助対象設備

補助対象設備は、表 2 に記載された設備等であり、必要かつ当該事業にのみ利用する
 実用段階にあるものに限る。なお、導入される設備は地震及び台風等による災害時にも
 破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策を講じること。

表 2 補助対象設備

(1) 風力発電	(1) 発電出力：単機 5 0 0 k W 以上 (2) 風況精査 1 年間以上の風況観測を実施していること。 (観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は 当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを 原則とする)
(2) バイオマス 発電	(1) バイオマス依存率：6 0 % 以上 バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり $\text{バイオマス依存率} = \frac{G \cdot H}{G \cdot H + I \cdot J} \times 100$ $G : \text{バイオマス依存率 (m3N/h 又は kg/h)}$ $H : \text{バイオマス低位発熱量 (MJ/m3N 又は MJ/kg)}$ $I : \text{バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m3N/h 又は MJ/kg)}$ $J : \text{バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m3N/h 又は MJ/kg)}$ (2) 発電効率等 ① 蒸気タービン方式 発電出力 1 万 k W 以上：発電効率 2 0 % 以上 発電出力 1 万 k W 未満：発電効率 1 0 % 以上 ② その他発電方式 発電効率：2 5 % 以上 発電出力：1 0 k W 以上 (3) コージェネレーション（熱電併給）を含む (4) 燃料については県内の間伐材等とする等、地域活性化という 事業の目的に沿ったものを選定すること。
(3) 小水力発電	(1) 発電出力：1, 0 0 0 k W 以下（システムの定格出力で k W 単位の小數切捨）。 (2) 環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協 議・調整を実施すること。
(4) 地熱発電	(1) バイナリー方式に限る。 (2) 周辺の排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に 関して、各種規制値を順守していること。 (3) 状況に応じ、地元住民等への説明の手続きを実施しているこ と。

(5) 蓄電池	定格出力：発電設備の発電出力の同等以下。 「再エネ発電設備の発電容量」×「時」までを補助対象の蓄電池容量とする。 発電設備を導入する場合に限る。
(6) 送電線	発電設備の系統への接続に必要十分なもの。 発電設備を導入する場合に限る。

2 実施方法

当該補助金の交付に関する交付の手続き等については、交付規程に基づき業務の適性かつ確実な処理を行うこと。従って、本事業の申請にあたっては、上記規程を熟読の上申請すること。

(1) 交付の申請について

補助金を申請する事業者は、「提出書類チェックシート」で指定する様式を用いて、「関連資料3 提出書類の作成イメージ」の記入例に従い申請書類一式を作成し、正本1部及び副本4部を下記に提出すること。

<提出方法>

持参または郵送等により提出すること。

(郵送等の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (本庁舎5階)

福島県企画調整部エネルギー課

地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛

(2) 交付の決定について

県は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知する。

県からの連絡は、実施計画書「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行う。

※ 補助事業の採否の決定にあたっては、「3 審査」に基づき審査を行う。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に実施する「確定検査」において補助金額を確定する(詳細は、「2 (7) 実績報告及び額の確定について」を参照)。

(3) 公募結果の公表について

補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、採択された事業に関する情報（補助事業者の名称、事業計画名、事業期間、事業概要）等を県ホームページ上で公表する。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法及び条例に基づく情報開示に準ずることとする。

また、当該補助金の交付決定等に関する情報（交付決定日、交付決定先、法人番号、交付決定額等）が国によりオープンデータとして公表される場合がある。

(4) 補助事業の開始について

補助事業者は、交付決定通知を受けた日以降に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となる（交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は補助対象外）。また、不明な点があれば、必ず事前に相談すること。詳細は、以下のとおりとする。

ア 業者選定、発注日、契約日は、交付決定通知を受けた日以降であること。

イ 原則として競争入札又は3社以上の見積もり合わせによって相手先を決定すること。

ウ 補助対象外部分の工事等に関する発注、契約等が発生する場合は、原則として補助対象部分と補助対象外部分を分離して発注、契約等を行うこと。工事等の契約・支払いにおいても、補助対象部分の工事等と、補助対象外部分の工事等それぞれに係る費用が明確にわかるように処理すること。なお、補助対象外部分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること（補助対象経費に関する発注、契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

エ 補助事業については、交付決定を受けた年度の2月末日までに対価の支払い及び精算が完了すること。

オ 契約にあたっては次の点に留意すること。

(ア) 補助事業者は契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

(イ) 補助事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。

※ ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、福島県知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができるものとする。

※ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者については、経済産業省のHP「補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置」の掲載資料を確認すること。

（参考）http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

※ 契約締結時には経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられておらず、契約締結後に補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられた場合は

契約の解除等を行う必要はない。

(ウ) 補助事業者が規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とした場合、福島県知事から求められた必要な措置に応じること。

(エ) オ(ア)～(ウ)の項目は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じること。

※ 例えば、補助事業者から工事等を受注した元請け会社が下請けを行う場合、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を当該下請け会社としてはならない。下請け会社の下請け会社、再委託を受注した会社からの再々委託を受注した会社も同様の取扱となる。

(5) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をする時は、事前に県の承認を受ける必要がある（県の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。

(6) 補助事業の完了について

補助事業は、下記ア及びイをもって完了とする。

ア 補助事業者における支出義務額の支出完了

イ 再生可能エネルギー発電設備等の設置工事の完了等

※固定価格買取制度を活用する事業にあつては、補助事業期間内に、電力会社に対する電力供給（売電）を開始すること。ただし、複数年度事業の場合は、補助事業の最終年度内に、電力供給（売電）を開始すること。

※固定価格買取制度を活用しない事業にあつては、補助事業期間内に発電を開始し、補助事業の目的に沿った電力の使用を実現すること。

補助事業者から工事請負業者等への代金の支払方法は、原則金融機関の振込により行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外とする。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに県に連絡すること。

(7) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出すること。

県は、実績報告書を受理した時は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、その報告にかかる補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。ただし、補助金の交付決定額と確定額が同一である場合は、補助事業者に対する確定通知は省略する。

なお、現地検査等を行うにあたって補助事業者が用意すべき書類は、県が交付決定後に別途指示する。

（８）補助金の支払いについて

補助事業者は、確定通知を受けた後、又は別途その指示を受けた場合は、精算払請求書（様式第１１）を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

（９）取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳（様式第１４）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、法定耐用年数期間内に取得財産等を処分〔補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）〕に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ県の承認を受けること。

したがって、補助事業者において、取得財産等を法定耐用年数期間内に上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前にあらかじめ「財産処分承認申請書」を提出すること（県の承認を受けずに取得財産等を処分した場合は、補助金の返還及び交付決定の取消となる場合がある）。

（１０）利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業により整備した再生可能エネルギー発電設備等の利用状況報告を行うこと。

「利用状況報告」を提出しない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがある。

ア 利用状況報告のデータ収集期間は、原則として、設備完成後の補助金支払いがあった翌月からとし、報告は最低４年間（最低４８カ月間）行うこととする。

（ア）１年目：設備完成後の補助金支払いがあった翌月から３月末日まで

（イ）２年目以降：４月１日から３月末日まで

イ 提出方法については、毎年５月頃に県から利用状況報告が必要な事業者に対して、前年度分の利用状況報告依頼を記録様式（エクセル形式）と共に電子メールで送付する。

ウ 利用状況報告は月単位の集計データとする。

エ 固定価格買取制度を活用する事業にあつては、電力会社より提供を受けた売電実績の明細等を併せて提出すること。

オ 必要に応じて、その他のデータの提出を求める場合がある。

(11) 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、実施細則及び交付決定に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置を講じる場合がある。

- ア 交付決定の取消及び補助金の返還並びに加算金及び延滞金の納付。
- イ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用。
- ウ 相当の期間、新たな補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- エ 県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- オ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

3 審査

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定する。

なお、審査結果による付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもあるため留意すること。

(2) 審査について

申請者より提出された申請書類をもとに、形式審査及び審査会審査の二段階審査を行う。

形式審査は、審査会審査に先立ち事務局が実施する。

審査会審査は、外部有識者を含む審査委員会において審査基準に基づいて厳正に行い、補助事業予算の範囲内で補助事業の採択を行う。

審査会審査は、書面審査又は審査委員に対する説明及び質疑応答のいずれかの方法で行う。

審査会開催日程（予定）

原則、毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）17時まで受領したものについては、翌月15日までに審査する。審査会については、事前に申請者に通知する。

(3) 審査項目

審査は次の審査項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 形式審査

- (ア) 申請書類の適合性
- (イ) 申請要件の妥当性

イ 審査会審査

- (ア) 事業の実現性

- (イ) 事業計画の妥当性
- (ウ) 事業の経済性
- (エ) 事業の継続性、長期的安定性
- (オ) 事業リスクへの対応
- (カ) 地域活性化・地域貢献
- (キ) 地域社会の参画・連携

【関連資料】

【関連資料 1】 取得財産の管理について

【関連資料 2】 補助事業における利益等排除について

【関連資料 3】 提出書類の作成イメージ

【関係資料 1】

取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳（交付規程様式第 1 4）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することをいう。）しようとするときは、あらかじめ福島県の承認を受けること。

なお、福島県の事前の承認を受けずに取得財産を処分した場合、補助金の返還を求めることがあるため留意すること。

また、取得財産等には、福島県による補助事業（福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業））である旨を明示すること。

【関係資料 2】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。補助事業者が特定目的会社（SPC）の場合も以下に準じます。

（１）補助事業者自身

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額を排除します。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

【関連資料3】

提出書類の作成イメージ

- 書類は2穴の穴をあけ、紙ファイルに綴じること

正
〇〇
地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業
〇〇〇事業
補助金交付申請書
事業者名

申請年度を記載
〇〇年度

正本1部
・副本4部を
作成する。

正

地域活用型再生可能エネルギー導入支援事業

申請する事業
固有の名称を
記載
〇〇〇〇事業

補助金交付申請書

事業者名

1
2
3
・
・
・

・提出資料チェックシートの資料番号をインデックスに記載すること。
・提出書類別に仕切り紙を入れ、インデックスに貼ること。書類には直接は貼らないこと。